新型コロナウィルス感染症対策基本指針

令和２年３月 16 日

永田メディカル　ケア事業部

（目的）　新型コロナウィルス対して、施設利用者さまが健康で安全に生活できるように感染を予防の対策を行います。
また、感染された時は、病気の拡散、病状の悪化等の対策をとります.
施設職員、利用者、ご家族、施設関係者等とコロナウィルス感染症に対して、連携して対策に取り組みます。

感染予防の方法・・・・施設にウィルスを持ち込まない、持ち帰らないようしする。

（職員）勤務前、勤務後はうがい、手洗いを行う。必要に応じてマスクを着用する。
勤務前に検温と体調のチェックを行う。
体調の管理に心掛け、健康な状態を保つようにする。
発熱、咳、体調不良時は、受診し自宅療養する。勤務調整を行う。
家族等の感染が疑われる場合も施設長に報告し、感染を広げないようにする。
県外等外出時は、予定を施設長に報告する。

（利用者）
毎日、検温と体調の確認を行う。必要に応じてマスクの着用をして頂く。
デイサービス来所、帰宅時は手洗い、うがいを行い、病気を持ち帰らせないようにする。
入居者は、口腔ケアを必ず行う。
体力維持できるよう、病状、栄養管理を行う。

（家族、来所者）
施設　来所者は、手指消毒、必要時マスクを使用していただく
利用者への面会は、受診等以外最小限し、面会を制限する。
家族等に感染者が出た場合も施設への報告をして頂く。

（施設環境）
施設の手すり、利用者の触れる場所は毎日消毒を行う。
換気を定期的に行い、加湿器等で常時加湿を行う。

コロナウィルスに感染した時

基本　病院受診、保健所、保険者、本社に報告、関係者の指示に従い対応する。

（職員）
病状が完治するまで、勤務を休む。
職員全員連絡し、他職員の感染の確認、勤務調整を行う。
施設利用者家族に連絡、施設を閉鎖し、デイサービス休止等を行う。

（職員家族）
濃厚接触として、職員は検査等の結果まで自宅待機。保健所の指示に従う。

（入居利用者）
施設閉鎖、個々居室への隔離を行い、他の使用者への感染を予防。階への移動制限する。
主治医、協力医、訪問看護との連携し、他者の健康管理を行う。

（施設環境）
全館消毒を行う。

小中高校等の一斉急行に対しては、各施設　勤務調整し、協力体制をとる。

＊　厚生労働省定める
「介護事業所等における新型コロナウィルス感染症への対応について」
「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル」基いて対策をすすめる。